

公安委員会 説明資料No. 1	「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について	令和8年8月6日 長官官房 生活安全局 交 通 局
1 趣旨 資格申請者の利便性向上のため、 ○ 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号） ○ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号） ○ 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号） ○ 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号） ○ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号） における申請書の様式等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。 2 期間 令和8年8月7日（金）から同年9月5日（土）まで（30日間） 3 概要 (1) 内閣府令案 警備業法施行規則について、 ○ 警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書等の様式 ○ 機械警備業務管理者資格者証の交付申請書等の様式 の改正を行う。 (2) 国家公安委員会規則案 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等について、 ○ 警備員指導教育責任者講習受講申込書等の様式 ○ 機械警備業務管理者講習受講申込書等の様式 ○ 技能検定員資格者証の交付申請書等の様式 ○ 教習指導員資格者証の交付申請書等の様式 ○ 駐車監視員資格者証の交付申請書等に記載すべき事項 ○ 警備員等の検定に係る合格証明書交付申請書等の様式 の改正を行う。 4 施行期日 令和8年10月1日から施行する。		

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について	令和 8 年 8 月 6 日 刑 事 局
------------------------	---	-------------------------

1 趣旨

令和 8 年熊本地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

災害名	公布・施行日
平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年 3 月 25 日
平成28年熊本地震	平成28年 4 月 22 日
平成30年 7 月豪雨	平成30年 7 月 13 日
平成30年北海道胆振東部地震	平成30年 9 月 14 日
令和元年台風第19号	令和元年10月18日
令和 2 年 7 月豪雨	令和 2 年 7 月 10 日
令和 6 年能登半島地震	令和 6 年 1 月 11 日

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(規則第 4 条関係)

令和 8 年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第 6 条関係）

令和 8 年熊本地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受け方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

公 安 委 員 会	刑 事 に 関 す る 共 助 に 関 す る 日 本 国 と カ ナ ダ と の 間 の 条 約 に 基 づ く 中 央 当 局 の 指 定 に つ い て	令 和 8 年 8 月 6 日 刑 事 局 長 官 官 房
説 明 資 料 No. 3		
1 経緯		
令和7年12月12日	オタワにおいて署名	
8年6月19日	国会において締結を承認	
8年6月22日	カナダにおいて条約の効力発生に必要な国内手続を完了	
8年7月31日	外交上の公文の交換	
8年8月30日	発効	
2 条約の概要（略称：日・加刑事共助条約）		
この条約は、共助の実施を双方の義務とすることにより、日加間における共助のより一層確実な実施を期するとともに、共助の実施のための連絡をそれぞれの中央当局間で直接行うことにより、共助の手続の効率化・迅速化を図るものである。		
なお、我が国は、これまで米、韓、中、香港、EU、露及び越との間で刑事共助条約（協定）を締結している。		
3 中央当局の指定について		
(1) 日本側中央当局		
法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者		
(2) カナダ側中央当局		
カナダ司法大臣又は同大臣が指定する者		
(3) 国家公安委員会が指定する者		
国際捜査管理官		
(4) 国際捜査管理官を指定する理由		
国際捜査管理官は「国際的な犯罪捜査に関すること。」（警察庁組織令第30条第1号）及び「国際捜査共助に関すること。」（同条第3号）を所掌し、これまでも外交ルートに基づく共助要請を行っている。		
また、過去の同種刑事共助条約についても、同様に国際捜査管理官が中央当局として指定されている。		

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	「匿名・流動型犯罪グループによる 犯罪被害対策のための技術的措置に 関する有識者検討会」の開催について	令和8年8月6日 長 官 官 房
------------------------	---	---------------------

1 趣旨

治安上の最重要課題となっている匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に関し、令和8年7月28日の犯罪対策閣僚会議決定において、「新たな法制度導入に向けた検討を加速する」とされた「犯罪に悪用される匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法」につき、各方面の専門家による検討を行っていただくもの。

2 有識者委員

- 上沼 紫野 LM虎ノ門南法律事務所 弁護士
- 上原哲太郎 立命館大学情報理工学部教授
- 金子 正志 金子正志法律事務所 弁護士
- 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 沢田登志子 一般社団法人ECネットワーク理事
- 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 成瀬 剛 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 野口貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
- 星 周一郎 東京都立大学法学部教授

(敬称略、五十音順)

3 警察庁出席者

- 官房長
- 総括審議官
- 長官官房企画課長
- 刑事局捜査支援分析管理官

4 予定

令和8年8月10日（月） 第1回会議

公 安 委 員 会	第 4 4 回 A S E A N A P O L 会 合	令 和 8 年 8 月 6 日
説明資料No. 5	の開催結果について	長 官 官 房

1 ASEANAPOL会合

- (1) ASEANAPOL会合は、加盟国警察間の交流促進を目的として1981年に結成。現在は、ASEAN加盟国10か国で構成。
- (2) 日本は、ダイアログパートナーとして参加。

ASEAN加盟国：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア
 ※東ティモールはオブザーバーとして参加
 ダイアログパートナー：日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア、トルコ、ASEAN事務局、国際刑事警察機構（ICPO）、欧州刑事警察機構（EUROPOL）、英国、米国

2 第44回会合の概要

2026年7月22日（水）から7月24日（金）にフィリピン（パサイ）にて、「共通のビジョン-人々の安全と協力の強化」をテーマとして議論。警察庁次長及び随行者4名で対応。

（会合の概要）

- (1) 首席代表会合において、我が国から、ASEAN諸国との共通課題である組織的詐欺をはじめとした越境犯罪に関し、法執行機関同士の連携の必要性及びASEAN諸国への能力構築支援の継続等による貢献について発言。
- (2) ASEAN諸国のうち、インドネシア、タイ、マレーシア、ラオスと二国間会談を行い、平素の捜査協力への謝辞を述べるとともに、組織的詐欺及び児童性的搾取に関する情報共有や個別具体的な事件に係る捜査協力依頼等を通じ、越境犯罪対策について今後連携を一層強化することで一致。
- (3) タイとの会談においては、我が国より、両国の警察当局間でのハイレベル協議を毎年開催するスキームを立ち上げることにについて提案し、先方から前向きに検討する旨回答。
- (4) マレーシアとの会談においては、我が国より、国境を越える組織的詐欺に関し、積極的な情報共有及び捜査協力の円滑化のため覚書（MOC）の締結について提案し、先方から前向きに検討する旨回答。
- (5) オーストラリアとも会談を行い、越境犯罪や外国干渉事案について意見交換し、対策の重要性を共有。
- (6) 次回第45回会合は、2027年にインドネシアで開催予定。

公 安 委 員 会	「令和8年熊本地震」に伴う	令和8年8月6日
説明資料No. 6	警 察 活 動 等 に つ い て	警備局・長官官房・生活安全局 刑事局・交通局・サイバー警察局

1 地震の概要

- 発生日時・場所：令和8年7月28日（火）午後4時27分頃・熊本県熊本地方
- 最大震度：7（熊本県宇城市及び氷川町）

2 警察の体制

- 熊本県警察：警察本部長を長とする総合災害対策本部（約1,520人）
- 警察庁：警察庁長官を長とする非常災害警備本部
- 各都府県警察からの特別派遣部隊：一般部隊約450人（5日現在）
即応部隊約700人（最大人員）

3 警察活動

(1) 救出救助活動

- 爆発が発生したイオンモール熊本や日本製紙八代工場等被害の大きい八代市・嘉島町等における救出・救助活動を実施
- これまでに警察による救助者は67人（5日現在）
- ヘリコプター搭載カメラによる被災状況等の情報収集を実施

(2) 交通対策

- 九州縦貫自動車道等において物資輸送車両等を優先する交通規制を実施
- 関係省庁と連携し、物資の円滑な輸送のためのパトカー先導等の支援を実施
- 道路管理者と連携し、通行止め箇所に係る迂回路を設定
- 交通混雑等に対応するため、警察官による交通整理を実施
- 被災地に向かう一般車両の利用自粛に係る広報

(3) 防犯対策等

- 機動隊・パトカーによる被災地の警戒・警ら（340人応援（5日現在））
- 避難所等における相談対応・防犯指導（約110人応援（5日現在））
- 震災に便乗した犯罪等の被害防止広報と取締りの推進
- 被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置

(4) 死体調査活動等

- 御遺体の死因・身元を特定するための調査を実施

(5) ネット情報収集

- SNS上でのデマ、偽救助要請等の偽情報・誤情報を調査

(6) 情報発信

- 警察庁HP、X（旧Twitter）等において、活動状況や防犯情報を発信

(7) 被災者の権利利益の満了日の延長措置を指定する国家公安委員会告示 運転免許証等の有効期間等を延長することを告示予定